

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 25（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 25（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>イ・ロ（略）</p>

<p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>8〜15 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>8〜15 (略)</p>
---	--

二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2（5）（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2（5）（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p>

<p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>七 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>八〇一五 (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>七 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>八〇一五 (略)</p>
--	---

三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えてい</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割</p>

<p>るもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>六〇13 (略)</p>	<p>合が百分の三を超えているもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>六〇13 (略)</p>
---	---

四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外</p> <p>の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えていないもの</p>	<p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外</p> <p>の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p>

<p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>五 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>六〇一三 (略)</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>五 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>六〇一三 (略)</p>
---	--

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(専門子会社の業務等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十一条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第五十六条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

<p>6 11 (略)</p>	<p>四 中小企業等経営強化法第八条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社</p> <p>五 中小企業等経営強化法第十条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社</p> <p>六〇十二（略）</p>
<p>6 11 (略)</p>	<p>四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社</p> <p>五 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社</p> <p>六〇十二（略）</p>

六 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（投資に関する事項について知識及び経験を有する者）</p> <p>第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二十一条第二項</u>に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（投資に関する事項について知識及び経験を有する者）</p> <p>第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第十七条第二項</u>に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）</p> <p>十一・十二（略）</p>